

## 平成29年第1回教育委員会定例会

開会年月日 平成29年1月13日(金)  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩  
同 委 員 安 藏 誠 市  
同 委 員 外 松 和 子  
同 委 員 長 島 良 介  
同 委 員 坂 口 節 子

## 議 題

## 1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情
- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情
- (13) 平成29年陳情第1号 光が丘第四中学校の閉校方針の再考を求める陳情書

## 2 協議

- (1) 平成28年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕
- (2) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕

### 3 報告

#### (1) 教育長報告

練馬区学校ICT環境整備計画(案)の策定について

指定管理者の指定について

練馬区放課後児童等の広場(民間学童保育)運営事業者の決定について

新公共施設予約システムの運用開始について

その他

その他

開 会            午前 10時00分  
閉 会            午前 11時03分

#### 会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	大 羽 康 弘
こども家庭部長	堀     和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	櫻 井 和 之
教育振興部教育施策課長	中 島 祐 二
同 学務課長	山 崎     泰
同 施設給食課長	竹 内 康 雄
同 教育指導課長	芝 田 智 昭
同 副参事(教育政策特命担当)	金 木 圭 一
同 学校教育支援センター所長	風 間 康 子
同 光が丘図書館長	桑 原     修
こども家庭部子育て支援課長	鳥 井 一 弥
同  こども施策企画課長	橋 間 亮 二
同  保育課長	三 浦 康 彰
同  保育計画調整課長	近 野 建 一
同  青少年課長	加 藤 信 良
同  練馬子ども家庭支援センター所長	宮 原 恵 子

#### 教育長

ただいまから、平成29年第1回教育委員会定例会を開催する。  
本年初めての教育委員会である。今年も1年、よろしく願います。

#### 委員一同

よろしく願います。

#### 教育長

本日は、傍聴の方が15名いらしている。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、陳情が13件、協議が2件、教育長報告が4件である。

- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情
- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情
- (13) 平成29年陳情第1号 光が丘第四中学校の閉校方針の再考を求める陳情書

#### 教育長

初めに、陳情案件である。本日、新しい陳情が3件出ている。(11)から(13)までである。事務局から、3件まとめて読み上げをお願いする。

#### 事務局

平成28年陳情第2号、区立中学校における職場体験対象に関する陳情についてである。陳情者は記載のとおりである。陳情要旨として、本陳情については、陳情項目を読み上げさせていただく。

1、区立中学校における職場体験対象に自衛隊を含まないでください。

以上である。

次、平成28年陳情第3号、就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情である。陳情者は記載のとおりである。陳情要旨については、本陳情も陳情項目を読み上げさせていただく。

1、入学準備金を入学前の3月に支給してください。1、就学援助の認定基準は生活保護基準切り下げに連動せず、認定率を引き上げてください。1、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給を実施してください。1、就学援助金の支給日を年度初めの早い時期に支給するようにしてください。

以上である。

続いて、平成29年陳情第1号、光が丘第四中学校の閉校方針の再考を求める陳情である。陳情者は記載のとおりである。要旨である。

「適正規模・適正配置検討委員会」で3回「教育環境を考える会」で3回、教育委員会でも3回と、いずれもたった3回の議論で光が丘第四中学校の未来を決めてしまうのはあまりにも拙速で乱暴で、対等合併ではない吸収合併方式は4月から2年間、消えゆく学校に身を置く在校生にとって残酷です。また、閉校を急ぐあまり手続き上の問題もあります。今回教育委員会は合意形成の点、統合の方式の検討の点で不十分であるとし、対応方針案の差し戻しをすべきでした。

統廃合するにしてもかつての光が丘地域の小学校の統廃合で経験した保護者・地域とのいねいな合意形成の努力、校歌や校章を新たに定める等の時間と労力を要する大量の事務作業を避けて、在校生に犠牲を強いる方法を取ったととられてもしかたありません。この対応方針をこのまま推し進めるならば、いったい誰のための教育委員会かと言われることを免れません。

教育委員会での再考を求めます。

以上、3件である。

教育長

それでは、お諮りする。この3件の陳情については、本日は読み上げと資料要求のみとし、「継続」とさせていただきたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

それでは、何か資料の請求があったら、お寄せいただきたい。いかがだろうか。3件のどの陳情でも結構である。

坂口委員、どうぞ。

坂口委員

3件目の陳情についての来年の新1年生、6年生に何か知らせを出したという、そのお知らせの内容を知りたい。どのような判断で出したのか、その資料があれば、願います。

教育長

ほかにはあるか。

坂口委員

ほかは結構である。

教育長

よろしいか。ほかに何かあるか。

外松委員

平成29年陳情第1号に関してである。裏面の3番で特に適正配置のあり方について述べているが、光が丘地区にある4校の中学校を対象とする適正配置が適切ではないと判断するに至った資料を提出していただきたい。

教育長

以上でよろしいか。ほかにあるか。

外松委員

もう1点、よろしいか。

教育長

どうぞ。

外松委員

同じ陳情だが、1番のところでは保護者の声が少ないという趣旨のことが述べられているが、実際問題、保護者の方は、生徒数が減少している光が丘第四中学校のことをどのように捉えていたのか。もし具体的な声がある程度把握できていたら、それを教えていただきたい。

教育長

以上でよろしいか。ほかにはいかがか。

外松委員

平成28年陳情の第2号について。この職場体験のことだが、中学生が現実に体験している自衛隊の職場体験は、実際、一体どのような内容なのかを教えていただきたい。

教育長

ほかにはいかがか。

外松委員

もう1点よろしいか。平成28年陳情の第3号である。現在、この入学準備金の支給はいつぐらいにされているのかということと、これに関することがわかる資料をお願いしたい。

教育長

わかった。ほかの委員は、よろしいか。

では、今、資料要求があったものについては、可能な限り整えて審議の際に提出をお願いする。

それでは、この3件の陳情については、本日は「継続」とさせていただきます。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを

- 求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
  - (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
  - (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
  - (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕

教育長

その他の継続審議中の10件の陳情については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は「継続」としたいと思うが、いかがか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

- (1) 平成28年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕
- (2) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。協議は2件あるが、これら2件の協議案件についても、本日のところは「継続」とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 教育長報告

練馬区学校ICT環境整備計画(案)の策定について

指定管理者の指定について

練馬区放課後児童等の広場(民間学童保育)運営事業者の決定について

新公共施設予約システムの運用開始について

その他

その他

教育長

次に、教育長報告である。本日は、前回の定例会からの積み残しの案件として、4件報告する。前回の12月16日付の資料を用意していただきたい。報告案件の練馬区学校ICT環境整備計画(案)の策定について、前回の配付資料の7の1、2というところだが、よろしいか。

それでは、順次、説明をお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

事前に資料はお渡しをしているので、資料7の3の本書もご覧いただいていることを前提として、今、資料7の2をベースに説明させていただいた。大きな懸案であったICTの環境整備計画を策定するので、ぜひいろいろな意見をいただきたい。

いかがだろうか。

坂口委員

今年になってから、15歳の男の子の投書が新聞に載っていた。学校に持っていく教科書や、その他のものがいかに多いか。タブレット1個を持って行って教育が受けられる時代に早くなってほしいという声だったが、そこまで到達するにはまだまだかもしれない。これを今、モデル校6校では、子供たちはタブレットを与えられて、それを使いこなすというやり方になっていくのだろうか。

それから、私もタブレットを使っているが、取り組むための第5章にある経費は、一体どのくらい莫大なのかと漠然と市民として思うが、いかがか。

教育長

イメージなどか。

教育施策課長

まず、モデル校で実施する際は、子供たちにタブレットパソコンを渡すわけではなく、指導する先生が使って電子黒板に映して授業を実施しようと考えている。その際には、子供たちに、自分たちの考えを発表する際に使ったりということはあるが、基本的には先生が指導用に使って実施したいと考えている。その場合に、来年度はモデル校6校で始めるつもりだが、その後については、全校展開を段階的に行っていく、仮にだが、全校の全ての普通教室でそれを実施した場合には、こちらの試算では年間で2億円ぐらいの経費がかかると見込んでいる。さらに先のお話をすると、子供たち1人1人に配る状況になると、年間30億円弱ぐらいの経費がかかると試算している。

坂口委員

わかった。

教育長

大変な費用がかかる。

坂口委員

本当にそうだと思う。

そのような電子黒板のある教室の研究発表を見せていただいたことがあるが、そのときに、先生がその学校のいろいろな環境を使って、先生の画像も出てきたり、非常に親しみやすく、自分でプログラムをつくっていたと思う。そのようになるのだなと思った。費用は高いし、使いこなす先生の技術のアップもとても大変だ。私たちの時代をはるかに超えて、若い方たちについては、とてもたけていくのだろうと思うが、それを練馬区のあるレベルに全員分押し上げるといことは大変なことだと思う。その30億円だが、少し心配なだけであるが。しかし、時代はそこに向かっているということは感じる。

教育長

ありがとう。ほかはいかがか。

外松委員

感想になるが、今、アクティブ・ラーニングとこの表でも一番最初のところに書いてあるが、そのようなことも言われて、このICT環境を整えるということがとても必要になってきているのだと思う。ただ、練馬区の場合、学校数がとても多いし、児童数もとても多いので、子供たちが少ない地域で、よく報道されている1人1人にタブレットが与えられている状況は、私もよく見るが、そのような地域では練馬区はないので、なかなかそれは大変だと思うが、少しずつ予算の範囲の中でそのような活用をして、子供たちがよりアクティブな学習ができる環境が整ったらよいと思う。

だが、また一面、与えられた情報の中で切り取ったことだけを学ぶのではなく、しっかりと活字離れもしないように、全体の文章の中からいろいろなことを読み解いていく力も大切に、両方大事にしていかなければいけないのではないかと考えている。

教育長

何かコメントはあるか。

教育施策課長

こちらのICT機器の導入に当たってだが、結構導入するというと、イメージ的にはこれをすごく使って授業がどんどん変わっていくというイメージだが、あくまでも今までどおり教科書、ノート、黒板を使った学習は引き続き行われる。その中でもより画像や音などで生徒の理解が深まるようなところについてはICTを使った授業を実施する。2つをうまく使って、先生方が指導に使っていただくように、ICT機器の配備を進めていきたいと考えている。坂口委員がおっしゃったとおり、使う先生方のスキルも非常

に大事であるので、今回は、練馬区としては、この計画の中の1つとして先生方の利活用の推進というものを掲げて、先生方にも使っていただく技術を身につけていただくベースを用意したいと考えている。

教育長

ほかにいかがか。

長島委員

素朴な疑問だが、評価指標のところの「教育の情報化」で「教員のICT活用指導力」の目標値が80%だが、100%ではなくてよいのか。

教育施策課長

こちらの目標数値は、国でも出している指標を参考にさせていただいた。なかなか100%のところまでは行かないと思う。現状としては、先生方に100%まで行っていたきたいという思いはある。

長島委員

わかった。

教育長

望むべきは当然100%なのだが、現実的な指標を振ったということなのだろう。

長島委員

100%でないとだめだね。

教育長

確かにだめだ。

ほかには、いかがだろうか。

アクティブ・ラーニングとICTの活用との関連性について説明できるか。

教育指導課長

アクティブ・ラーニングとICTの関係という話だが、極論を言えば、ICT環境が整わなくても、アクティブ・ラーニングは可能である。あくまでもICT環境の整備は、幾つかある方法の1つであって、やはり目的としては、大綱にも示しているように教育の質の向上ということになる。教育の質の向上の1つの方法がアクティブ・ラーニングということになると思うが、ICTが整うことによって、確実に子供たちの視覚的な刺激や操作性が高まるので、教育の質の向上にはつながると思っている。ただ、アクティブ・ラーニング、イコールICTの整備というようなことではないということは申し上げられる。

教育長

ありがとう。ほかはいかがか。  
モデル校の6校はどのようにして決めるつもりなのか。

教育施策課長

今、ICT関係については、区長部局に予算を要求していて、内示が出たら各学校に募集をかけたいと考えている。

教育長

手を挙げてもらうのか。

教育施策課長

はい。モデル校として、まず全教科、全教室で全ての先生方に実施してもらうという前提で使っていただける学校に手を挙げてもらう。モデル校での検証を踏まえて全校展開をしていくので、その先行事例として携わってくれる学校を自主的に立候補していただいて、その中で、学校の規模、大きな学校や小さな学校など、あとは地域のバランスなどを配慮しながら選定させていただきたいと考えている。

教育長

具体的に何が配備されるのか。もう少し具体的に教えてもらえるか。

教育施策課長

モデル校については、まず電子黒板、タブレットを映し出す黒板と、先生がタブレットを使って授業を実施する教員用のタブレットパソコン、タブレットパソコンを電子黒板に飛ばすためのデータ装置として無線LANの整備、これを確実に整備したいと考えている。先生のタブレットパソコンについては、デジタル教科書を入れて、先生が授業を行う際に活用していただこうと考えている。このセットを基本的には、モデル校については全ての普通教室に配備したいと考えている。

教育長

ありがとう。

教育施策課長

イラストには実物投影機も記載している。実物投影機については、実際に映したものを電子黒板のほうに大きく見せて、子供たちがわかるようにするものである。ただ、実物投影機については、先生が使うタブレットパソコンで画像を映し出す機能があるので、そちらを使っていただいても十分足りるが、先生方によっては、まず最初いきなりタブレットパソコンを使うことに少し抵抗がある方もいるかもしれないので、比較的使いやすい実物投影機から入っていただき、最終的には、なれたらタブレットパソコンに移っていただこうと考えているので、実物投影機も必要に応じて配備したいと考えている。

教育長

大体イメージが湧いただろうか。

坂口委員

実物投影機は、パワーポイントみたいなことか。スクリーンに映すものか。

教育施策課長

実物投影機とは、例えば手元にあるノートなどを映し出すときに、それを大きく別のスクリーンに映し出すための器械である。

長島委員

東京都内の他区で実際にICT化が進んでいる区はあるのか。

教育施策課長

実際、練馬区は、ICTの導入がおくれていると言われていて、確かにほかの区は比較的先行して行っている。その中でもやはり一番進んでいる荒川区では子供たち1人1人にタブレットパソコンを渡して授業を行っていて、非常に進んでいるということは聞いている。ただ、練馬区と比べて子供の数も、練馬区のほうが3倍ぐらい子供の数が多いので一概には比べられないが、先行している荒川区は、そのような実施で実績があると伺っている。

長島委員

そういった先を行っている区のもう少し詳しい情報は教えていただけるか。

教育施策課長

今、手元に資料等はないのだが、個別に説明をさせていただきたい。

外松委員

では、関連して。そのような荒川区の授業を私たちが見学させていただくことは可能だろうか。

教育総務課長

先方の教育委員会に相談させていただいて実現可能であれば、そのようなことも行いたい。

教育長

いずれにしてもモデル校が決まって、モデル事業を今年の10月頃から始めたいと思っている。始めれば、当然授業の様子を私どもは見に行かなくてはいけないとは思っている。

長島委員

先生方も知っておいたほうがよいのではないかと思います。そのような機会として、モデル校の先生が他区の進んでいる学校の見学をして、それでよい点、悪い点と、できる点とできない点を議論する機会があったほうがよいのかと少し思った。

教育施策課長

長島委員がおっしゃるとおり、特にモデル校に選ばれた学校の先生方には利活用を図っていただきたいと考えているので、まさに他区の事例や実際に使っている、実際モデル校で行おうとしていることの研究を利活用推進のワーキンググループでも進めていただきたいと考えている。こちらは、機器導入が今、10月と教育長からあったが、先行して4月からワーキンググループを立ち上げて、導入前にそのような事例の研究を含めて行っていただこうと考えている。

教育長

ICTについては、研究校としてももう既に行っている学校はあったわけで、素地が全くなかったわけではない。意欲的に取り組んでいる先生方もいるので、そのような先生方にある意味ではリーダーになってもらって、練馬区全体としてのICT化を進めていきたいと思っている。

ICTの関係で、ほかにはいかがだろうか。

何せ費用のかかることでもあるので、きちんと1つ1つ検証しながら進めていくことが必要な案件だとは思っている。

よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、報告の1番を終わって、2番の指定管理者の指定について、前回の資料8をお願いします。説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

今回は5件、図書館の指定管理の指定を行ったということであった。1番の大泉図書館、3番の貫井図書館と4番の春日町図書館については更新である。関町図書館については、今回、初めて指定管理を実施する。5番の南田中図書館については、ちょうど時期が5年たったので、更新ではあるが、再公募、公募を改めて行って、結果としては、従前と同じ事業者になった。

何か質問、意見があったら、願います。

外松委員

大泉図書館や南田中図書館の指定管理者だが、今までの実績を土台として、またさらに地域に根づいていくということで、地域のこともよく分析して、さらに新しく充実した取組なども提案しているところが期待できるのではないかと受けとめている。関町図書館もいろいろと、中高生のコミュニケーションの場や中学校の生徒たちのグループ読書活動など、いろいろと考えているようなので期待したいと思っている。

教育長

特にコメントはよろしいか。ほかはいかがか。ほかの図書館のことも結構である。

坂口委員

私は大泉図書館の団体利用の話し合いの会のようなところに参加しているが、24年から、ここの館長あるいは職員が地域のことをどんどん理解している様子がよくわかる。図書館で待つのではなくて、出前図書館もやっている。地域の集まりのときに大泉図書館だと言って出ていくなど、非常に密着型になってきているという思いがすごくあるので、多分公募され、いろいろな評価の中の対象だったと思うが、継続していくことの大切さを強く思う。これだけ地域に根づいている方がさっとどこかに移られるのは残念だと思うので、多分、選定されたときもそう思ったのかもしれない。私は外側から見ていて、利用者として見ていてそう思うので、同じ業者となっていくのかなということは、納得がいく。

教育長

ありがとう。ほかはいかがか。  
全体の図書館の状況を説明してもらえるか。

光が丘図書館長

区立図書館は12館1分室がある。このうち29年4月からは9館1分室が指定管理化され、指定管理者による管理になる。直営による管理を行っているのが光が丘図書館、練馬図書館、それから石神井図書館の3館となる。引き続き光が丘図書館については、光が丘図書館の運営ならびに全館の、全体の管理、管轄、統括を行っている。また、練馬図書館、石神井図書館についても引き続き直営で運営をしているところである。

一方、今後のことであるが、この直営館についても、指定管理者制度についての検討をしていくということを公共施設等総合管理計画(素案)の中で出している。現在、意見をいただいてまとまったところであるが、引き続き効率的な施設運営、また、さまざまな区民のニーズを踏まえた施設運営ができるように、効率的な運営に向けて検討していきたいと考えている。

教育長

図書館の大部分が今、指定管理として、それぞれの事業者がその事業者の特色を出しながら館を運営しているのだが、一方では、練馬区立の図書館であることは間違いないわけで、全体としての統一性のようなものも当然必要になってくる。その辺、やはり光が丘図書館がある意味では統一的な仕事を担っているという位置づけに、今、図書館の場合はある。そのような意味では、光が丘図書館の役割も非常に大きい、重いものがあると思っている。現在、課長級の管理職を置いているのは光が丘図書館である。全体の練馬区立図書館12館プラス分室1館の全体の統一性は当然図りながら、それでも、各館がそれぞれ独自性を出して、坂口委員がおっしゃったように、地域にできるだけ入って、地域の独自性があるので、その特色を出しながら館を運営しているというのが現在の図書館のあり方だと思っている。

図書館に関して、ほかにいかがか。

安藏委員

指定管理者の公募で入ってきた業者の数が南田中図書館と関町図書館では、圧倒的に違うのは何か理由があるのか。

光が丘図書館長

関町図書館、それから南田中図書館については、それぞれ公募である。事前説明会に参加された事業者のうち、実際に応募した数は、確かに南田中図書館は2つということで少ない。その中で、それぞれの応募をしようとしていたが、検討の上で応募されたかと思うが、南田中図書館については、21年から指定管理を導入しているので、そのこともあって、現指定管理者と、それから、もう1事業者の応募だったのかなと思っている。これは推測ではあるが、そのような感想を持っている。

教育長

なかなか実績のある事業者が現実にもう既に指定管理を行ってきたため、なかなか応募しても難しいなという心理的なものが働いてしまうのかという思いはある。片や、関町図書館は、これから初めて指定管理をするわけだから、そのような意味では挑戦してみようという会社が多くなる感じかと、印象としては持っている。

安藏委員、よろしいだろうか。

安藏委員

はい。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、次の案件に移りたいと思う。報告の3番について願います。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

今現在、民間学童クラブは幾つあるのか。これを入れて幾つなのか。

子育て支援課長

今現在、補助金の対象としている民間の学童クラブは5つある。今回、2施設が加わるので7つの学童クラブとなる。

教育長

今、補助金の対象になる学童クラブと言ったが、補助金の対象になるためには条件はあるのか。

子育て支援課長

それについては一定の要件があり、例えば練馬区内で2年以上待機が生じているような小学校区で開設する場合や、あるいは朝や夕方に1時間を超えて延長保育を実施するようなところ、あるいは駅周辺で実施するようなところ、あるいは区内事業者であればどちらでも構わないが、今申し上げた要件のどれか1つを満たしていただくということ。

それから、開設する場所については、やはり学校からの距離や周辺の安全性、開設する施設の、例えば2方向で避難できるかどうか、耐震なども考慮した上で補助金事業者を決定している。

教育長

この間、新聞に出ていた、石神井にある全部英語で行うという、あの事業者は補助金の対象にはならなかったということでのよいのか。

子育て支援課長

補助金の対象になると、保育料が、基本的には区の保育料に準じた保育料でお願いすることになっているので、ある意味、民間事業者なので、そのことが自分たちのやりたいことの手足に制限をかけるということもあると思う。民間事業者の民間学童保育は、こちらの補助金対象のほかにも、補助金を受けないで独自に行っている事業者もたくさんあって、今、教育長がおっしゃったのは独自で民間学童を行っている事業者だと思う。そのような事業者も非常に増えてきている傾向が見て取れる。

教育長

ということで、民間学童保育として、区の補助金対象の学童クラブが2件増えるということである。

質問をどうぞ。

坂口委員

補助金というのはどの程度の金額なのか。

子育て支援課長

補助金は、例えば受け入れる予定人員や、どのようなサービスをするのか、例えば夜何時まで、遅くまで行うのか、早く終わってしまうのか、あるいは土曜日でも行うのか、やらないのか、あるいは学童以外にも乳幼児の一時預かりをするのかなど、さまざまな選択のオプションがある。事業者がどれを選ぶかによって少し違って来るが、おおむね年間1,000万円ぐらいのランニング的なものだが、補助金を支給する。それと開設のときには、施設開設にかかる費用700万円までを補助する。そのようなルールで行っている。

坂口委員

そうすると、当然、利用者が負担する費用は公立並みになるのか。

子育て支援課長

保育料のことだが、これについては、区の保育料に準じた形で事業者にはお願いしている。区の保育料よりも若干高い傾向があるが、それほど大きく離れているわけではない。要するに2万、3万円などの高額な形にはならない。

参考までに、区の保育料は月額5,500円になっている。延長が入るとそれに2,000円プラスになるが、そのような金額になっている。

外松委員

石神井公園のほうにある明光学童クラブだが、場所的に近くに、戸外に建物から出て子供たちが体を動かせるような場所はもともと考えられているのか。

子育て支援課長

外に出て体を動かす場所については、基本的には用意はされていない。なので、放課後から保護者が帰宅するまで、その時間をこちらの室内でお預かりしている。ただその内容としては、例えば一定程度勉強を教えたり、いろいろ読み聞かせを行ったり、さまざまな工夫を凝らしながら有意義な時間を過ごせるような形で行っている。

外松委員

わかった。ありがとう。

教育長

面積基準などはあるのか。

子育て支援課長

面積基準については、区の学童もそうだが、条例の中に設備運営条例というものがあり、児童1人当たり1.65平米以上を確保するということがある。こちらの民間の学童クラブについても、その部分についてはしっかりとクリアしている。

教育長

ほかにはいかがだろうか。

今後、これは増やしていくつもりなのか。区としてはどう考えているのか。

子育て支援課長

今後の方向性としては、学童クラブにおける入会希望者の増加ということもあるので、一定程度増やす方向で行っていきたい。

坂口委員

そうすると、民間学童クラブだが、例えば練馬区の何か冠がつくのか。つまり、体育クラブがやっている学童クラブとは全然違う、民間とは違う、何かあるのか。そのような共通の言葉がつくのか。

子育て支援課長

一応、これは民設民営ということになるので、今提案していただいたようなやりようもあると思うが、今現在のところは、特定の呼称や名称をつけることにはしていない。

教育長

このような民間学童に対する指導などは、区として何かあるのか。

子育て支援課長

指導については、補助金の対象としての審査をさせていただくときも、経営状況など、もろもろのことは細かくチェックさせていただいている。また現地についても、必要に応じて、あるいは定期的に立入検査をさせていただくというルールで行っているので、チェックはしっかりしている。

教育長

ほかにはいかがだろうか。よろしいか。

それでは、報告の4番である。新公共施設予約システムの運用開始について、参考資料1を前回出しているなので、その説明をお願いします。

青少年課長

資料に基づき説明

教育長

経過については何か説明はあるか。去年運用を始めるはずだったのだが。

青少年課長

このシステム自体は、平成17年度から旧システムが動き始めていて、同じ業者だが、

一度更新して、26年度に新たに新業者を選定して導入し、新たに公共施設予約システムを入れたところである。28年1月から、当初、稼働の予定だったが、システムの開発が1年おくれた。その経緯としては、区が要求した仕様、このようなシステムにしてほしいという仕様に対して、事業者の理解が足りなかったということと、また、理解が不足の状態の開発作業が行われたシステムが納品されて、その辺の事業者の検証が不十分であり、区側の検証時にも障害が多かった。このため、修正作業および区側が今、再検証することに対して時間を要したということであるが、今回、無事に稼働したという経緯である。

#### こども家庭部長

補足させていただく。参考資料1の表面だが、今までインターネットで予約ができる施設は裏面にある39施設だったが、ほかに文化センターの關係の施設、練馬文化センターと大泉学園ゆめりあホール、これが新たに入る。それから、ここのイに書いてある防災学習センターほかの4つの施設が今回から参入をすることになった。それらが加わる。

それから、(2)なのだが、今までは施設を探して、そこに部屋があいているかどうかというようなやり方だったが、会議室で10人使いたい、どこかこのあたりで施設はないかという横串のような検索はできなかった。それが今回、できるようになった。

それから、パソコンが前提だったから、スマートフォンでやることはできなかった。これも今回からできるようになっている。

それから、(4)だが、従来、レクリエーションホールという体育館、青少年館にあるのだが、そこは昔から時間単位で行っていて、1時間単位で貸していたが、部屋の場合は午前、午後、夜間というくくりの中で、朝の9時から12時まで、午後1時から5時まで、6時から9時までや、9時半までと空き時間が1時間あったが、そのような空き時間の1時間を使おうとすると、使わない午後も一緒に、午前、午後ととらないといけなかった。そして、部屋代がその分かきむわけである。特に料理室の利用については、10時ごろ集まって試食をして、2時ごろには片づけて帰るのだが、その要らない2時から5時までの時間も余分に部屋代をいただいていることがあり、非常にもったいないところがあった。そこで、中休みの1時間をやめて、1時間単位で会議室も貸そうという形になって、このようなことを一気にシステムとして解決をしようとしたのだが、なかなか、ここまでのものを一遍に行うことが難しく、結果的に約1年、この稼働がおくれてしまった。

私どもとしては、利用者の利便性と、それから、できる限り施設は有効に使ってほしいという観点で今回の改善をして、そして、お待たせしたが、運用の開始を本年から始めたということであるので、よろしく願います。

#### 教育長

大変よくわかった。

#### 外松委員

よかった。

坂口委員

調理室の問題はよく聞いていた。

教育長

何か意見はあるか。坂口委員よろしいか。

坂口委員

そのとおりである。調理室については、非常に皆さん苦勞しておられた。

外松委員

よかった。

坂口委員

非常によかったと思う。より近代化した。

教育長

よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、今日用意した案件については以上である。  
委員の皆様から何か特にあるか。

外松委員

インフルエンザがはやっているが、区内の子供たちの状況はいかがだろうか。

教育総務課長

インフルエンザについての区内の状況は、今日現在、1校の1学級で学級閉鎖をしている状況である。それほど多数の学校でインフルエンザが流行して、学級閉鎖が起きている状況では、今のところない。

教育長

例年に比べて比較的、練馬区は落ちついているとは思っている。そんなに突出して多いということではないということだと思う。  
保育園も同じか。それは特に聞いてないか。

保育課長

特段聞いていない。一方、年末にウイルス性のノロウイルスが流行したが、今は鎮静していると聞いている。

教育長

年末にノロウイルスが結構猛威を振るったが、少し落ちついてきている。

教育総務課長

今、話が出た感染性胃腸炎の関係になるが、これについては、本日現在、学級閉鎖等の学校はない。

教育長

今はないのだね。12月は結構あった。

教育総務課長

これまでに、28年度としては10校14学級で学級閉鎖があった。

教育長

そうであった。例年だとほとんど11月、12月だから。  
外松委員、よろしいか。

外松委員

はい。

教育長

ほかに何か聞きたいことはあるか。よろしいか。  
事務局から何かないか。よろしいか。  
それでは、以上で第1回教育委員会定例会を終了する。